

# 除染特別地域（直轄除染地域）における 除去土壌等の保管状況について

平成27年3月  
環境省除染チーム

## 除染特別地域における除去土壌等の保管状況①

・除染特別地域では、仮置場等<sup>注1)</sup> 208カ所に約280万m<sup>3</sup>の除去土壌等を保管している。

市町村	①保管物の搬入が完了した仮置場等 <sup>注2)</sup>		②保管物の搬入が施工中の仮置場等		① + ② の合計	
	箇所数	保管物数 <sup>注3)</sup>	箇所数	保管物数	箇所数	保管物数
田村市	6	37,139	-	-	6	37,139
川内村	3	94,591	-	-	3	94,591
檜葉町	24	571,289	-	-	24	571,289
大熊町	15	222,943	-	-	15	222,943
川俣町	1	2,685	25	244,263	26	246,948
葛尾村	0	0	28	415,182	28	415,182
飯舘村	7	30,477	41	509,357	48	539,834
南相馬市	5	5,120	8	265,949	13	271,069
浪江町	14	78,963	8	132,807	22	211,770
富岡町	12	15,364	6	174,028	18	189,392
双葉町	5	11,456	-	-	5	11,456
合計	92	1,070,027	116	1,741,586	208	2,811,613

注1) 仮置場等：仮置場のほか、一時保管所、仮仮置場などを含む。

注2) 「①保管物の搬入が完了した仮置場等」とは、本格除染またはそれ以前の除染工事による除去土壌の搬入が完了したものを指す（フォローアップ除染等による除去土壌の搬入は、今後もあり得る）。

注3) 保管物数：単位は「袋」。なお、1袋当たりの体積は、おおむね1m<sup>3</sup>。

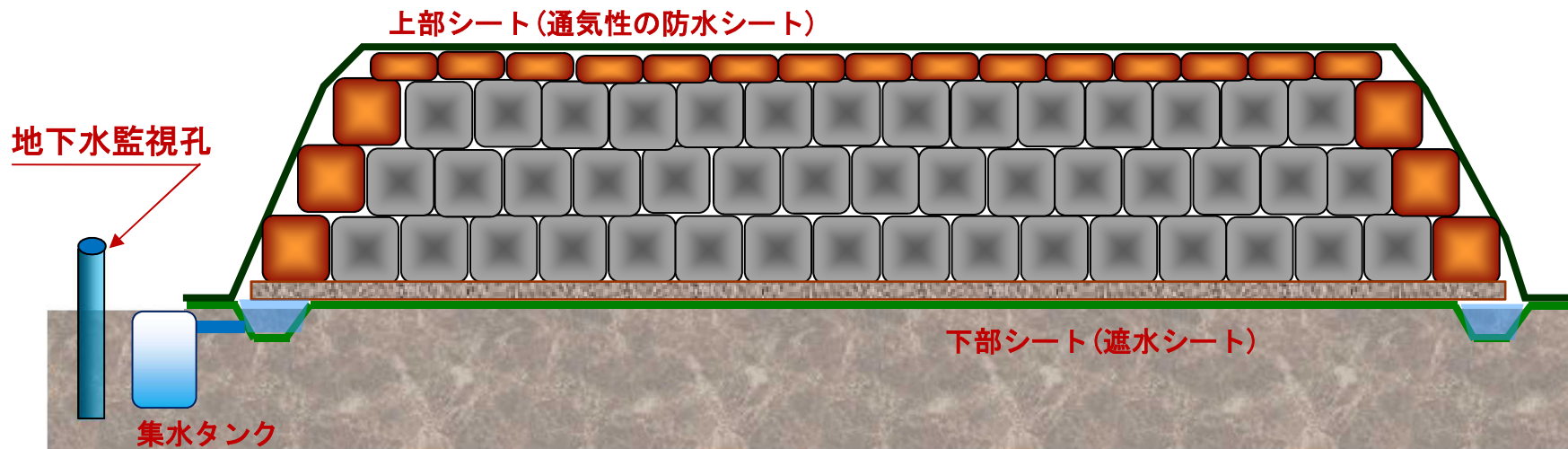
## 除染特別地域における除去土壌等の保管状況②

### (参考) 仮置場の構造

- ・内部から発生する放射線を「遮へい土のう」によって遮へい
- ・保管物からの浸出水の地下浸透・外部漏出を下部シートで防止
- ・内部への雨水の浸入を上部シートで防止



図 仮置場の設置例



※可燃物の保管場所には、保管物から発生する熱の滞留を防止やガスを放散するためのガス抜き管を設置。

- 除去土壌等を入れたフレコン
- 非汚染土を入れた「遮へい土のう」

# 除染特別地域における仮置場の空間線量率について①

- 除染特別地域内の仮置場では、仮置場の外縁部において、空間線量率の測定を実施（週1回の頻度）。

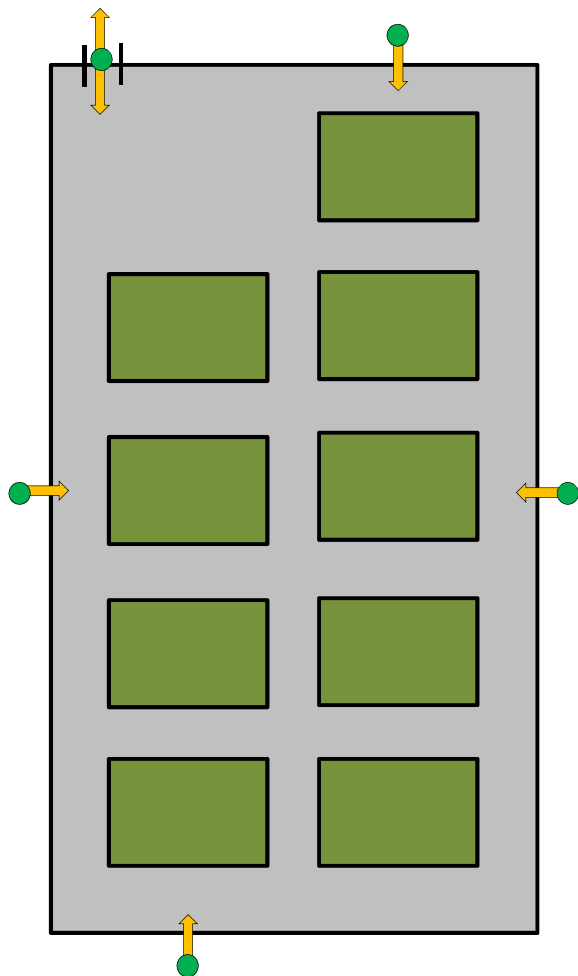


図 計測地点の配置例(複数の山がある場合)

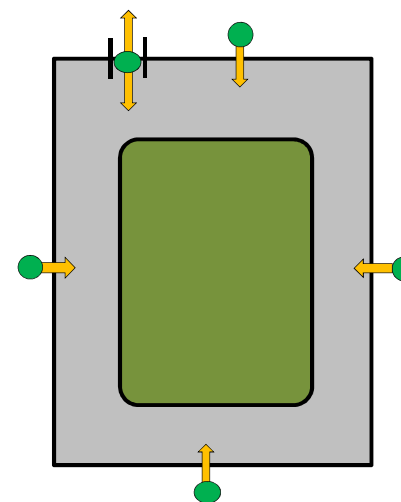
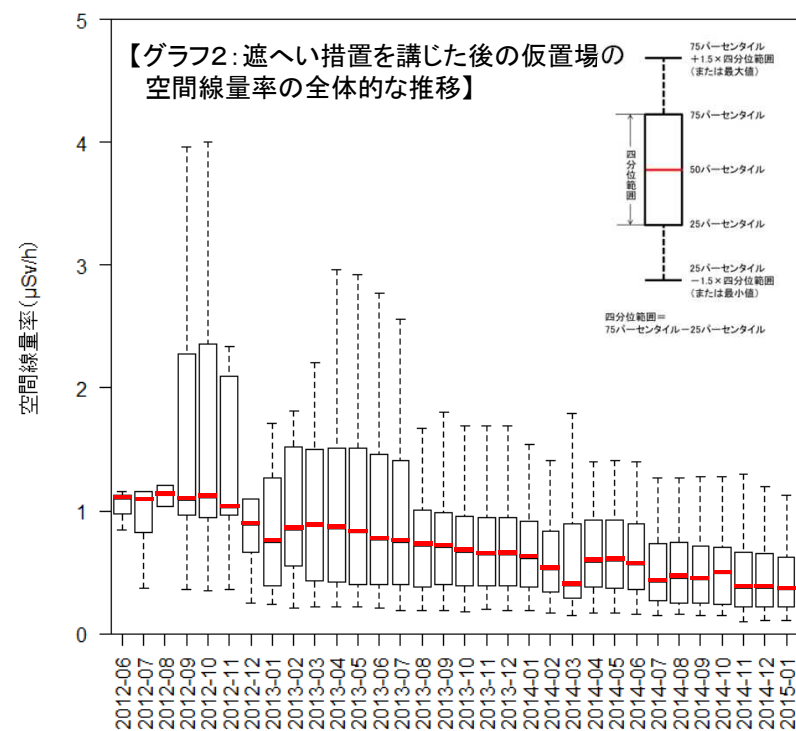
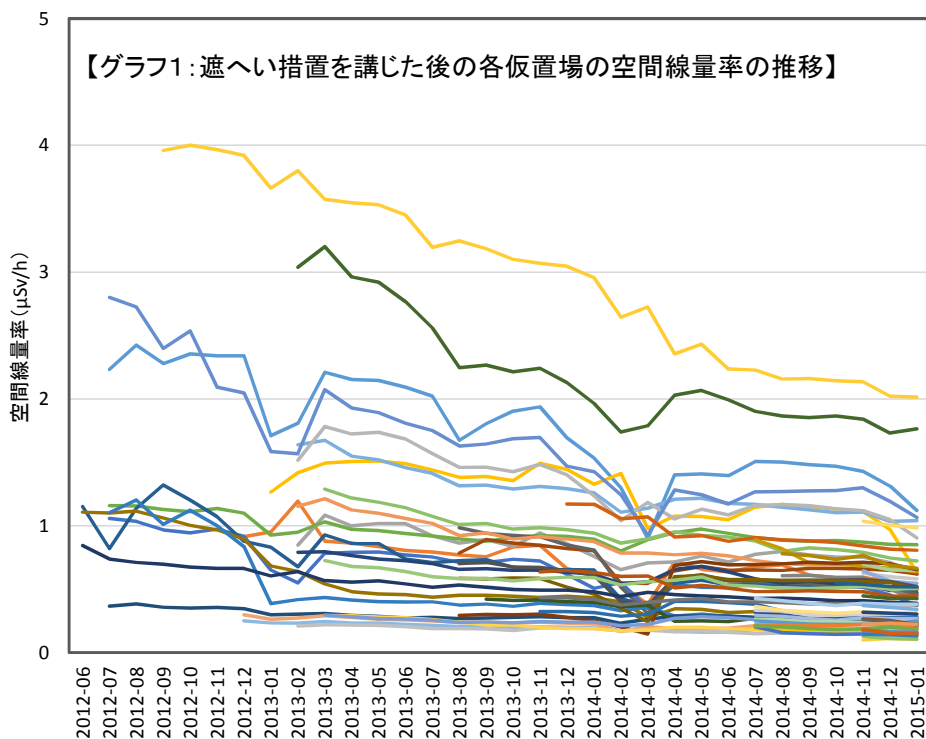


図 計測地点の配置例(山が1箇所の場合)



## 除染特別地域における仮置場の空間線量率について②

- ・遮へい措置を講じた後の空間線量率は安定的に推移し、横ばいもしくは減少する傾向にある。
- ・全体としては、2012年はおおむね $1.2 \mu\text{Sv/h}$ (中央値)であったが、2014年はおおむね $0.5 \mu\text{Sv/h}$ (中央値)であった。



※遮へい措置を講じた後、一定期間のデータの蓄積がある仮置場(9市町村の70箇所。帰還困難区域を除く。)の空間線量率モニタリングデータ(計23,801データ)を仮置場ごとに月単位で平均して1データとした(n=1,008)。